

春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において生涯学習に関する事業及び活動（文化、芸術、教育、体育等の事業及び活動をいう。以下「生涯学習活動等」という。）を行うことを主たる目的とする団体を生涯学習活動団体として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 生涯学習活動団体の認定を受けることができる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 公の支配に属しない自主的な団体であること。
- (2) 生涯学習活動等を行うことを主たる目的とする団体であつて、月1回以上の定期的かつ継続的な活動を実施していること。
- (3) 営利を目的とした事業又は活動を行わない団体であること。
- (4) 団体としての規約又は会則を有すること。
- (5) 団体の代表者が成人であり、かつ、市内在住、在勤又は在学であること。
- (6) 団体の主たる活動の場所が市内であること。
- (7) 団体の活動の拠点となる事務所の所在地又は団体の連絡先が市内であること。
- (8) 団体の活動の自主的財源を持ち、団体自身で事業及び活動に要する経費を負担していること。
- (9) 団体の収入及び支出に関し、他の団体又は他の事業の経理と区分して経理を行っていること。
- (10) 市民が自由に加入できる団体であること。
- (11) 団体を構成する者が、5人以上であり、かつ、市内在住、在勤及び在学の者が3分の2以上であること。

- 2 生涯学習活動団体として認定を受けたことのある団体は、前項第11号の要件を満たさない場合であっても、一度に限り、生涯学習活動団体の認定を受けることができる。

(認定手続)

第3条 生涯学習活動団体の認定を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、生涯学習活動団体認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、申請書に添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 申請しようとする日からおおむね1か年の活動計画書
- (4) 申請しようとする日の属する年度の予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定は、第5条に規定する認定期間満了後に引き続き認定を受けようとする場合に準用する。この場合において、申請者は、申請書に前項各号に掲げる書類のほか、申請しようとする日前1年間の活動実績（同日前における活動が1年に満たない場合は、当該活動期間の実績）を添えるものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に生涯学習活動団体認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとし、不適当と認めるときは、生涯学習活動団体認定却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 生涯学習活動団体の認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。ただし、年度の途中において認定を受けた場合における認定の有効期間は、認定

の日から当該認定の日の属する年度の3月31日までとする。

(届出)

第6条 生涯学習活動団体は、認定の内容に変更があったときは、生涯学習活動団体変更届（第4号様式）に認定証を添えて市長に届け出なければならない。

2 生涯学習活動団体は、団体の活動を停止したとき又は団体を解散したときは、生涯学習活動団体活動停止等届（第5号様式）に認定証を添えて市長に届け出なければならない。

3 生涯学習活動団体は、認定証を紛失したときは、生涯学習活動団体認定証紛失届兼再発行申請書（第6号様式）を市長に提出し、認定証の再発行を受けなければならない。

(活動継続の努力等)

第7条 生涯学習活動団体は、第2条第1項第11号に掲げる要件を満たさなくなったときは、その解消に努めるものとする。

2 市長は、第2条第1項第11号に掲げる要件を満たさない生涯学習活動団体に対し、その活動の継続を図るため、必要な手段を講ずるものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、生涯学習活動団体が第2条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときその他生涯学習活動団体として適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により生涯学習活動団体の認定を取り消したときは、生涯学習活動団体認定取消通知書（第7号様式）により、当該団体に通知するものとする。

3 前項の規定により生涯学習活動団体の認定を取り消された団体は、速やかに認定証を市長へ返却しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の春日井市立公民館等の登録団体の認定等に関する要綱（平成18年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）により登録された平成22年度の登録団体については、この要綱により認定された生涯学習活動団体とみなす。この場合、生涯学習活動団体認定証については、旧要綱の規定による公民館等社会教育関係施設利用団体登録証をもって代えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成24年度の生涯学習活動団体の認定における第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「以下「ふれあいセンター」とあるものは、春日井市市民活動支援センター条例の一部改正する条例（平成23年春日井市条例第30号）による改正前の春日井市ふれあいセンター条例（平成3年春日井市条例第20号）第2条の鳥居松ふれあいセンターを含む。」以下「ふれあいセンター」とする。
 - 3 改正前の春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱（次項において「改正前の要綱」という。）により認定された平成24年度の認定団体については、この要綱により認定された生涯学習活動団体とみなす。この場合、生涯学習活動団体認定証の鳥居松ふれあいセンターは、市民活動支援センターに代えるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱の規定により交付された生涯学習活動団体認定証は、改正後の春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱の規定により交付された生涯学習活動団体の認定証とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和6年10月1日以後の日を認定開始日とする生涯学習活動団体の認定について適用し、同日前の日を認定開始日とする生涯学習活動団体の認定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱の規定に基づく生涯学習活動団体の認定に係る申請、認定証の交付その他必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。